

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>B 個別ガイドライン</p> <p>I 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン</p> <p>1 開示府令第二号様式記載上の注意(33) a、<u>第四号の三様式記載上の注意(9-2) a及び第五号様式記載上の注意(11-2) a</u>に規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。 (1)～(11) (略)</p> <p>2 開示府令第二号様式記載上の注意(33) b、<u>第四号の三様式記載上の注意(9-2) b及び第五号様式記載上の注意(11-2) b</u>に規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。 このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事業又は状況」は、おおむね以下に掲げる事象又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。 (1)～(20) (略)</p> <p>II 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する取扱いガイドライン</p> <p>開示府令第二号様式記載上の注意(36) b、<u>第四号の三様式記載上の注意(11) b及び第五号様式記載上の注意(13-2) b</u>に規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これに限るものではないことに留意する。）。 (1)～(4) (略)</p>	<p>B 個別ガイドライン</p> <p>I 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン</p> <p>1 開示府令第二号様式記載上の注意(33) aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。 (1)～(11) (略)</p> <p>2 開示府令第二号様式記載上の注意(33) bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。 このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事業又は状況」は、おおむね以下に掲げる事象又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。 (1)～(20) (略)</p> <p>II 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する取扱いガイドライン</p> <p>開示府令第二号様式記載上の注意(36) bに規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これに限るものではないことに留意する。）。 (1)～(4) (略)</p>